

阿賀野市条例第16号

阿賀野市インターネット・サービス運用基金条例を廃止する条例

阿賀野市インターネット・サービス運用基金条例(平成21年阿賀野市条例第9号)は、
廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(基金の繰入れ)

2 この条例の施行日において阿賀野市インターネット・サービス運用基金に積み立てられている基金は、阿賀野市一般会計に繰り入れられるものとする。